

各種報告書・届出書作成の手引き（融資実行後）

1 全体の流れ	2
2 よくある質問	3
(1) 産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票の書き方を教えてください	3
(2) 長期プライムレートはいつごろ発表されますか	4
(3) 融資が実行とならなかった場合でも報告は必要ですか	4
(4) 借換元が他行で、「借換融資実行に伴う完済報告書」提出に時間がかかる場合、どうしたらいいですか	4
(5) 完済・変更等報告書の書き方を教えてください	5
(6) 償還状況報告書の書き方を教えてください	7
(7) 利子補給が終了したお客様の分も完済報告書・償還状況報告書の提出が必要ですか	9
3 注意事項	10
(1) 融資実行時の利率について	10
(2) 利率（長期プライムレート）の適用日について	10
(3) 東京都中小企業制度融資（信用保証料補助）の併用について	10
(4) 利子補給の停止について	11
(5) 利用者の移管について	11
4 金融機関情報の各種届出について	12
(1) 金融機関の契約内容・登録情報の変更	12
(2) 利子補給金受領口座の変更	12
(3) 利子補給金請求書・計算書の送付先の変更	12

1 全体の流れ

【利子補給事務のスケジュール】

	金融機関が行うこと	板橋区が行うこと
随時	変更届の提出	
5日まで	前月実行分の報告書提出(①) 【提出いただくもの】 産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票	
6日～ 7日頃		未実行分の進捗確認(②) ※前月実行分の報告もれを確認
9日頃		長期プライムレートの発表
10日頃	・長期プライムレートの適用 ・前月分の融資管理状況の報告(③) 【提出いただくもの】 完済・変更等報告書、償還状況報告書、利子補給停止届 (該当する場合)	長期プライムレートの適用
11日～ 12日頃		前月分の融資管理状況の確認(④) ※報告書の内容確認・完済報告もれの確認
13日～ 15日頃		前月の利子補給金請求書・計算書の作成(⑤)
15日頃		前々月の利子補給金の振込(⑥)
16日頃～		前月の利子補給金請求書・計算書の送付(⑥)
31日	前月の利子補給金請求書の確認・返送(⑦)	

		4月	5月	6月
項目		基準月	基準月の翌月	基準月の翌々月
①	前月実行分の 報告書提出 【産業融資結果報告書兼 利子補給金請求原票】	金融機関	報告締切: 実行日の翌月5日頃まで	
②	未実行分の 進捗確認	区	6日頃	
③	前月分の融資管理状況の報告 【完済・変更報告書】 【償還状況報告書】 【利子補給停止届】	金融機関	報告締切: 翌月10日頃まで	
④	前月分の融資管理状況 の確認	区	11日頃	
⑤ ～ ⑦	利子補給金 請求書・計算書 【請求書のみ】	作成・発送:区 返送:金融機関	作成: 15日頃 発送: 18日頃 返送: 31日頃まで	
⑧	利子補給金振込	区		15日頃

【 】…ご提出いただく書類

 …金融機関が担当する事務

 …区が担当する事務

2 よくある質問

(1) 産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票の書き方を教えてください

産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票

発行日	令和 年 月 日	制度名			
申込区分		資金使途			
申込人名					
代表者名					
申込 住 所 1	TEL				
申込 住 所 2	TEL				
業 種		従 業 員	名	業 歴	年 月 日
経 営 者	か月 ()				
特 記 事 項	不調となった場合はここに記入				

☐ 融資実行		☐ 不調		※ 1, 2の理由	
貸付金額	円				
返済方法	令和 年 月 日を第1回とし 毎月 日に 円 初回・最終回に 円	始期・締結日	令和 年 月		
保証関係 (複数可)	☐ 保証協会 責任共有対象	☐ プロパー	返済期間	か月(回数)	か月
	☐ 保証協会 責任共有対象外	☐ 都制度	信用保証料	円	
貸付利率 (貸付時の利率・年利)		始率(年利)	%	営業日区分	翌・当・前

(注) 本報告書は、必要事項を記入の上、決定後速やかに提出して下さい。

信用保証書に記載されている信用保証料額を記入

都制度併用の場合はここにもチェック
 ※都制度併用の場合は、信用保証書の「制度」欄に
 「都●●(区市町村併用)」と記載されています
 ※2か所にチェックが入ります

左の枠内をご記入ください

※保証付融資の報告書提出時には、「信用保証書の写し」を必ず添付してください。

※借換制度を利用した場合は「借換融資実行に伴う完済報告書」も合わせて提出してください。

※押印は不要です。

(2) 長期プライムレートはいつごろ発表されますか

毎月 10 日前後に発表、発表日の翌日実行分から適用となります。

10 日が閉庁日の場合、発表日及び適用日が前後する可能性がありますのでご承知おきください。

毎月、発表日の午後に区 HP で公開するほか、利率の変更があった場合には取扱金融機関様宛て FAX にてお知らせしておりますのでご確認ください。

なお、融資利率の適用はあっせん日時点ではなく実行日時点となりますのでご注意ください。

(例) 小口資金融資申し込みの場合で、

あっせん日 3 月 20 日 その時点の長期プライムレート：2.50%

融資実行日 4 月 15 日 その時点の長期プライムレート：2.40% の場合、

融資上限利率は「2.40%」となります。

(3) 融資が実行とならなかった場合でも報告は必要ですか

報告が必要です。

産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票の「不調」欄に理由等をご記入の上、ご提出ください。

(4) 借換元が他行で、「借換融資実行に伴う完済報告書」提出に時間がかかる場合、どうしたらいいですか

借換元の金融機関が他の金融機関である場合は、完済対象の金融機関発行の計算書（コピー）など、完済の事実がわかるものを報告書に添付してご提出いただくことも可能です。

(5) 完済・変更等報告書の書き方を教えてください

毎月初日から末日までの償還状況を翌月 10 日までにご報告ください。(必着)

- ① 約定どおりの完済分についても報告が必要です。
- ② ご報告いただく案件がなかった場合でも、「該当なし」とした上で、必ず報告書はご送付ください。

【例 1 : 約定どおり完済された場合】

No	借入者名称・氏名	報告種別	当初約定満了日			当初貸付金額			備 考
	あっせん番号		最終償還(代弁)日			最終償還(代弁)金額			
1	(株)いたばし区役所	☒ 約定完済 ☐ 一括繰上 ☐ 代位弁済 ☐ ()	XX 年	8 月	5 日	30	000	000 円	
	X X X X X X X X		XX 年	4 月	5 日		167	000 円	

最終償還日

最終償還額

【例 2 : 約定返済日に一括繰上償還した場合】

No	借入者名称・氏名	報告種別	当初約定満了日			当初貸付金額			備 考
	あっせん番号		最終償還(代弁)日			最終償還(代弁)金額			
1	(株)いたばし区役所	☒ 約定完済 ☒ 一括繰上 ☐ 代位弁済 ☐ (	XX 年	8 月	5 日	30	000	000 円	
	X X X X X X X X		XX 年	4 月	5 日	7	688	000	

繰上償還日 = 約定返済日

償還総額 = 約定返済額 + 繰上償還額

★繰上償還額だけではなく、必ず約定返済額を加えた金額をご記入ください

【例 3 : 約定返済後、同じ月内に一括繰上償還した場合】

No	借入者名称・氏名	報告種別	当初約定満了日			当初貸付金額			備 考
	あっせん番号		最終償還(代弁)日			最終償還(代弁)金額			
1	(株)いたばし区役所	☒ 約定完済 ☒ 一括繰上 ☐ 代位弁済 ☐ (	XX 年	8 月	5 日	30	000	000 円	
	X X X X X X X X		XX 年	4 月	2 日	7	521	000	

繰上償還日

繰上償還額 ※約定返済分については加算しない

【例 4 : 代位弁済となった場合】

No	借入者名称・氏名	報告種別	当初約定満了日			当初貸付金額			備 考
	あっせん番号		最終償還(代弁)日			最終償還(代弁)金額			
1	(株)いたばし区役所	☐ 約定完済 ☐ 一括繰上 ☒ 代位弁済 ☐ (	XX 年	8 月	5 日	30	000	000 円	
	X X X X X X X X		XX 年	4 月	17 日	7	688	000 円	

代位弁済日

代位弁済額 (元金のみ)

●「変更欄」記載例 ●

利子補給の有無に関わらず、あっせん融資をご利用中のお客様について、お届けいただいている内容に異動があったときは、以下の例を参考に確認書類（すべてコピー可）を添付のうえご報告ください。

必要な添付書類例

- ① **事業の廃止**：廃業届、法人解散登記の事実が確認できる書類 等
- ② **法人代表者の変更**：新代表者の印鑑証明 及び 履歴事項全部証明書 等
- ③ **法人名称の変更・本店登記の異動**：履歴事項全部証明書 等
- ④ **個人事業主の住所異動**：住民票（印鑑証明は異動日が確認できないため不可）
- ⑤ **個人事業主の法人成り**：個人事業廃業届・法人設立届・履歴事項全部証明書 等

なお、利子補給中のお客様が【事業廃止】や【本社登記または主たる事業所の区外移転】など、利子補給の停止事由に該当したときは、「変更欄」への記載のほか、「利子補給停止届」の提出も必要となります。

また、ご報告いただく案件がなかった場合でも、「該当なし」とした上で報告書をご送付ください。

【例 1：本店登記の異動】

利子補給中の法人が本店登記を区外に移転した場合は、「利子補給停止届」の添付が必要です

No	借入者名称・氏名	変更内容	変 更 前	備 考
			変 更 後	
1	(株)いたばし区役所	☐組織変更 ☐名称変更 ☒住所変更 ☐ ()	板橋区徳丸 X-XX-XX ----- 練馬区練馬 X-XX-XX-XXX	

個人事業の「廃業届」、「法人設立届」、法人設立後の「履歴事項全部証明書」の添付が必要です

No	借入者名称・氏名	変更内容	変更前	備考
			変更後	
1	板橋 太郎	☒ 組織変更 ☐ 名称変更 ☐ 住所変更 ☐ （ ）	板橋 太郎 ----- (株)いたばし区役所	

(6) 償還状況報告書の書き方を教えてください

利子補給の有無に関わらず、産業融資利用者の延滞状況・条件変更実行状況などを把握するためご報告いただくものです。毎月初日から末日までの償還状況を翌月 10 日までにご報告ください。(必着)

- ① 当初約定通りの返済があった場合についてはご報告の必要はありません。
- ② 当初の約定と異なる内入、または延滞があった場合にご報告ください。
- ③ ご報告いただく案件がなかった場合でも、「該当なし」とした上で、必ず報告書はご送付ください。

【例 1：当月分の延滞があり、期間中に内入されなかった場合】

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額	内入 月 日	残 高	備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞	0 円	/	12,462,000 円	
	X X X X X X X X	2 延滞解消 月分 3 条件変更実行 4 その他()				

内入金額は「0 円」

報告期間末日現在の残高

【例 2：当月まで延滞が継続しており、期間中にまったく内入されなかった場合】

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額	内入 月 日	残 高	備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞	0 円	/	12,462,000 円	2～当月分延滞 5 月代弁予定
	X X X X X X X X	2 延滞解消 月分 3 条件変更実行 4 その他()				

内入金額は「0 円」

報告期間末日現在の残高

代弁予定があれば記入

【例 3：当月分の延滞があったが、期間中に内入された場合 ※約定償還日が 4/10 の場合】

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額	内入 月 日	残 高	備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞	15,000 円	4/15	12,304,000 円	
	X X X X X X X X	2 延滞解消 当月分 3 条件変更実行 4 その他()				

何月分の内入が記入

内入金額

内入日

報告期間末日現在の残高

【例 4：当月分の延滞 及び 前月分の延滞解消があった場合 ※約定償還日が毎月 10 日の場合】

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額	内入 月 日	残 高	備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞	15,800 円	4/20	12,462,000 円	
	X X X X X X X X	2 延滞解消 3 月分 3 条件変更実行 4 その他()				

前月の延滞解消分

延滞解消分の内入日

報告期間末日現在の残高

【例 5：期間中に当月分 及び 前月分の延滞解消があった場合 ※約定償還日が毎月 10 日の場合】

2 行に分けてご記入ください

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額		内入 月日	残 高		備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞 2 延滞解消 3 月分 3 条件変更実行 4 その他 ()	158	000	4/20	12	462	000
	X X X X X X X							
2	同 上	1 当月分延滞 2 延滞解消 当 月分 3 条件変更実行 4 その他 ()	158	000	4/20	12	304	000

最初の内入後の残高

報告期間末日現在の残高

【例 6：条件変更が生じた場合】

条件変更実行月の償還状況報告書に記載のうえ、**保証協会の変更保証書（写し）を添付してください。**

プロパーの場合は、①条件変更日、②変更時の残高、③変更後の償還回数、④変更後の毎月償還額、⑤最終償還日、⑥最終償還額の記載された書類（写し）が必要です。

翌月以降は条件どおり償還が行われていれば報告不要です。

ただし、変更後の条件と異なる償還（延滞・繰上償還など）があった場合は、【例 1】等と同様に必ずご報告ください。

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額		内入 月日	残 高		備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞 2 延滞解消 月分 3 条件変更実行 4 その他 ()	158	000	4/20	12	304	000
	X X X X X X X							

条件変更後、約定償還があったときは記入（据置中の場合は 0 円）

報告期間末日現在の残高

【例 7：一部金額を内入することを条件に、条件変更を行った場合】

2 行に分けてご記入ください

4 その他に「内入条件」と記入

条件変更前の内入条件

No	借入者名称・氏名 あっせん番号	種 別	内入金額		内入 月日	残 高		備 考 (延滞に対する措置・所見等)
1	(株)いたばし区役所	1 当月分延滞 2 延滞解消 月分 3 条件変更実行 4 その他 (内入条件)	5	000	4/5	12	462	000
	X X X X X X X							
2	同 上	1 当月分延滞 2 延滞解消 月分 3 条件変更実行 4 その他 ()	158	000	4/20	12	304	000

条件変更実行時の残高

条件変更後、約定償還があったときは記入（据置中の場合は 0 円）

報告期間末日現在の残高

(7) 利子補給が終了したお客様の分も完済報告書・償還状況報告書の提出が必要ですか

必要です。

当該制度が完済（または代位弁済）するまで報告書の提出をお願い致します。

3 注意事項

(1) 融資実行時の利率について

下記の制度について、信用保証協会の信用保証を付けた場合で、**信用保証割合が 100%（責任共有制度対象外）**となった場合は**長期プライムレートが上限利率になります**のでご注意ください

	責任共有制度対象	責任共有制度対象外
事業資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
事業資金融資 経営改善特例	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
設備資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
ものづくり設備資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
借換資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
業績改善支援融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
持続成長支援融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
夏季・年末資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内
事業承継資金融資	長期プライムレート+0.2%以内	長期プライムレート以内

(2) 利率（長期プライムレート）の適用日について

融資あっせん日時点ではなく、**実行日時点での長期プライムレートが適用**されます。変更があった月は F A Xにてお知らせするほか、毎月、区 HP 上でも公開しておりますので、ご確認の上、融資の実行をお願い致します。

また、発表予定日も HP で公開しております。

(3) 東京都中小企業制度融資（信用保証料補助）の併用 について

板橋区産業融資と東京都中小企業制度融資ではそれぞれ上限利率を設定させていただいております。そのため、併用利用される場合はそれぞれの制度の利率を満たすものが上限利率となります。**一方を超える利率での設定の場合、併用での利用はできませんのでご注意ください。**

区産業融資の貸付利率が都制度融資の設定する利率を超えた場合、東京都から保証料補助を受けることができません。

区の利子補給と都の信用保証料補助を受ける場合は、融資実行時に、区と都の利率を必ずご確認のうえ、利率の設定をお願いいたします。

(4) 利子補給の停止について

利子補給中のお客様が停止要件に該当した場合は利子補給が停止されます。

停止要件が発生した場合は、速やかに「利子補給停止届」及び「拳証資料の写し（履歴事項全部証明書の写し等）」をご提出ください。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ◆事業を廃止したとき | 廃業届の写し |
| ◆事業所や本店登記が区外移転したとき | 履歴事項全部証明等の写し |
| ◆弁護士受任通知を受けたとき | 受任通知の写し |
| ◆期限の利益を喪失したとき | 内容証明の写し |

特に事業の廃止や事業所の移転については定期的に確認するなどのご対応をお願いいたします。

報告が遅れる等の理由により、利子補給金の過払いが生じた場合は、原則として金融機関様へお支払いします翌月の利子補給金額で調整させていただきます。

※原則として、利子補給停止となったお客様のマイナス分をその他のお客様の利子補給金で相殺し、差引額を各金融機関様にお振込みする形で調整いたします。マイナス分が大きい等の理由により上記の相殺ができない場合は、過払い分を納付書にてお支払いいただきます。

※お客様への利子補給金の過払い調整の対応は、各金融機関様にお願い申し上げます。

(5) 利用者の移管について

産業融資制度を利用中の方の取扱金融機関または取扱支店が移管となる場合には、必ず「産業融資斡旋制度利用者移管届」を提出し、区の承認を受けてください。

対象融資が完済されるまで、できる限り、区と契約している取扱金融機関ではない金融機関や支店に移管はしないようお願いいたします。取扱金融機関以外に移管された場合、完済までの報告は移管前の金融機関・支店に行っていただきます。

4 金融機関情報の各種届出について

(1) 金融機関の契約内容・登録情報の変更

金融機関の契約内容や登録情報（所在地・代表者・電話番号など）が変更になった場合は必ず「契約者内容変更届」をご提出ください。

（例）支店ごとではなく、融資センターでとりまとめて区からの書類を受領したい場合など

※利子補給金請求書に記載していただく支店名は、勘定店名も併せて記載していただく必要があります。

(2) 利子補給金受領口座の変更

産業融資にかかる利子補給金の受領口座を変更される場合は「利子補給金口座振替依頼書」をご提出ください。

(3) 利子補給金請求書・計算書の送付先の変更

毎月中旬ごろ（利子補給金の計算基準月の翌月）に発送している利子補給金請求書・計算書の送付先を変更される場合は「利子補給金口座振替変更依頼書」の該当箇所のみを記載のうえご提出ください。